

## 子どもの権利擁護のための意見表明支援事業の実施について

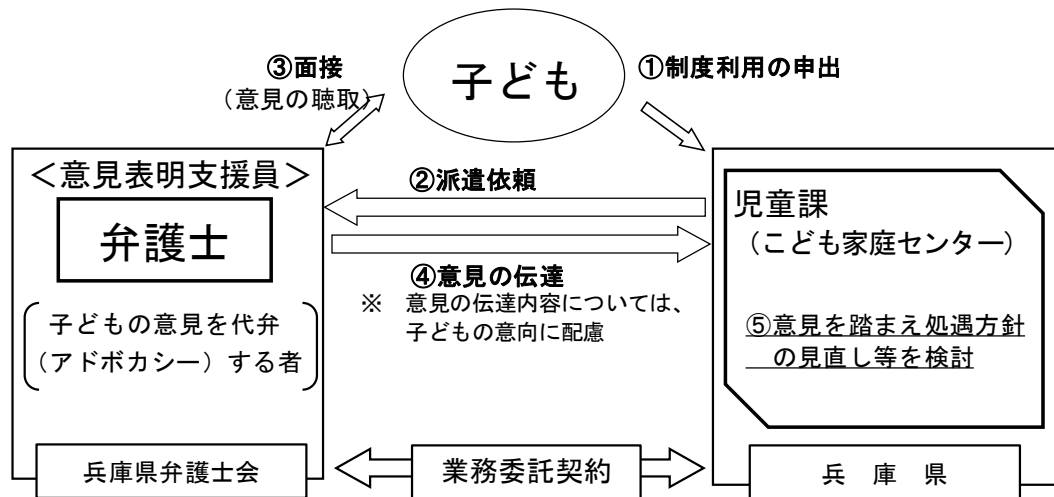
本年6月18日に公表した兵庫県児童虐待防止委員会の提言を受け（別添）、一時保護や入所措置等に係る子どもの意見表明権を保障するため、兵庫県弁護士会に委託し、「意見表明支援員」を派遣する事業を令和3年10月1日から実施します。

### ○ 事業概要

- ・ 一時保護又は入所措置等の子どもから第三者への意見表明（聴取）の申出があれば、児童課（こども家庭センター）から兵庫県弁護士会に「意見表明支援員（弁護士）」の派遣を依頼。
- ・ 意見表明支援員は子どもに面接（意見聴取）し、子どもの意見を児童課等に伝達。

活用が想定されるケース

- 一時保護中、センターの対応等と子どもの思いが異なる場合、一時保護が長期化した場合
- 施設入所、里親委託等中の子どもで、施設での生活に疑問をもっている場合
- その他、被措置児童虐待等が発生した場合 など



※ 令和3年度は対象児童を一時保護（委託）児童に限定して事業実施（令和4年度中に、施設入所措置・里親委託等児童を含めて運用予定）。